明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（八二）　三
〔政　令〕
○特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（一七五）　五
〔省　令〕
○特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則（総務六一）　七

本号で公布された法令のあらまし

◇特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（法律第八二号）（総務省）

1　趣旨

この法律は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。２及び５において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等（公職選挙法第四九条第二項に規定する郵便等をいう。以下同じ。）を用いて行う投票方法について、同法の特例を定めるものとすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律において「特定患者等」とは、新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者であって、次のいずれかに該当するものをいうこととした。（第二条関係）

㈠　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四四条の三第二項又は検疫法第一四条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定による宿泊施設（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四四条の三第二項に規定する宿泊施設をいう。㈡において同じ。）又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求め（３の㈡において「外出自粛要請」という。）を受けた者

㈡　検疫法第一四条第一項第一号又は第二号に掲げる措置（３の㈡において「隔離・停留の措置」という。）により宿泊施設内に収容されている者

3　特例郵便等投票

㈠　選挙人で特定患者等であるもの（以下「特定患者等選挙人」という。）の投票（在外選挙人名簿に登録されている選挙人（公職選挙法第四九条の二第一項に規定する政令で定めるものを除く。）にあっては、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限る。）については、同法第四八条の二第一項及び第四九条第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、同法第四二条第一項ただし書、第四四条、第四五条、第四六条第一項から第三項まで、第四八条及び第五〇条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行わせることができることとした。（第三条第一項関係）

㈡　㈠による投票（以下「特例郵便等投票」という。）をしようとする特定患者等選挙人は、請求の時において外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間（以下㈡において「外出自粛要請等期間」という。）が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間（以下㈡において「選挙期間」という。）にかかると見込まれるときは、当該選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名をした文書により、かつ、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求するものとすることとした。ただし、当該書面の提示をすることができない特別の事情があり、かつ、理由を付してその旨を申し出た場合において、当該市町村の選挙管理委員会の委員長が４による情報の提供を受けて当該特定患者等選挙人が特定患者等である旨及び請求の時に外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれる旨の確認をすることができるときは、当該確認をもって当該書面の提示に代えることができることとした。（第三条第二項関係）

4　情報の提供

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）及び検疫所長は、市町村の選挙管理委員会の委員長から特例郵便等投票に係る情報の提供の求めがあったときその他特例郵便等投票に関する事務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該事務の実施に必要な範囲内において、当該事務に必要な情報を提供することができることとした。（第四条関係）

5　特定患者等選挙人の努力

特定患者等選挙人は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止に努めなければならないこととした。（第五条関係）

6　罰則

特例郵便等投票については、特定患者等選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、公職選挙法第二二八条第一項及び第二三四条中同項に係る部分の規定を適用することとした。（第六条関係）

7　郵便等による送付に要する費用の負担

㈠　衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する３の㈠により行われる郵便等による送付に要する費用については、国庫の負担とすることとした。（第七条第一項関係）

㈡　地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関する３の㈠により行われる郵便等による送付に要する費用については、当該地方公共団体の負担とすることとした。（第七条第二項関係）